

# 滋賀県希望が丘文化公園スポーツ会館食堂出店および自動販売機設置事業者募集要項

滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課では、滋賀県希望が丘文化公園の利用者の利便性向上のために飲食サービスを提供できる出店事業者および公園内に設置する自動販売機（以下「自販機」という。）の設置事業者（以下「出店事業者」という。）を募集しますので、応募を希望される方は、この募集要項および仕様・条件書の内容を御承知の上、お申込みください。

## 1 公募施設

- (1) 名称 滋賀県希望が丘文化公園  
食堂：スポーツ会館、自販機：公園内
- (2) 所在地 滋賀県野洲市北桜978-96など

## 2 出店事業者選定

出店事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行います。

## 3 公募物件(以下「本物件」という。)

物件番号	物件・場所	面積	最低納付金額
1	食堂：滋賀県希望が丘文化公園スポーツ会館内	50.08㎡	—
	自販機：滋賀県希望が丘文化公園内 飲料用：25台 アイス用：2台	設置面積 1台1.65㎡以内	215,000円

- ※(1) 公募対象場所は別紙配置図①、②で確認してください。
- (2) 食堂および自販機で1物件として募集します。
  - (3) 自販機の種類によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もありますので、応募前に設置場所の確認を行ってください。
  - (4) 自販機の設置面積には、空き容器回収ボックスの設置スペースを含みます。
  - (5) 電源の配線方法等機器設置に関しては、指定管理者である（公財）滋賀県希望が丘文化公園と協議の上、その指示に従ってください。
  - (6) 食堂は厨房および倉庫を使用許可の対象とし、利用者が食事を取るスペース（以下「食事スペース」という。）は共用スペースとなります。

## 4 公募業務

滋賀県希望が丘文化公園スポーツ会館における食堂の管理・運営ならびに公園内の自販機の設置および管理・運営に関する業務

## 5 出店の方法

出店事業者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項および滋賀県公有財産事務規則（昭和40年滋賀県規則第1号）第27条の規定により、滋賀県知事から行政財産の使用許可を受け、出店するものとします。

## 6 県へ納入する行政財産使用料および納付金

- (1) 出店事業者は、食堂（厨房および倉庫）の行政財産使用料として年額約30万円を、自販機27台の行政財産使用料として年額約37万円を併せて納入していただきます。（使用許可申請の手続時に正確な使用料を再度計算しますので、使用料は若干変動する可能性があります）。なお、券売機や看板などを設置する場合は使用許可の手続が必要になりますので、上記の使用料に追加料金が発生します。
- (2) 上記（1）に併せて、納付金提案書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した納付金を毎年度納入していただきます。
- (3) 県が発行する納入通知書で、指定した期限までに年額の全額を一括して納入していただきます。

## 7 契約期間

- (1) 契約の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとします。  
以降は、申請により毎年度更新可。ただし経営状況等により条件の変更を行う場合があります。
- (2) 契約を継続することが適当でないと認めるときは、契約期間内であっても契約を解除することがあります。

## 8 仕様・条件等

施設の概要、本物件使用にあたっての条件等については、「滋賀県希望が丘文化公園スポーツ会館食堂出店および自動販売機設置事業者募集に係る仕様・条件書」で確認してください。

## 9 募集等の日程

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 募集要項の配布     | 令和4年2月22日（火）～令和4年3月11日（金）                 |
| (2) 現地確認期間      | 令和4年2月24日（木）～令和4年3月3日（木）<br>のうち、いずれかの日で調整 |
| (3) 質問書の受付      | 令和4年2月22日（火）～令和4年3月4日（金）                  |
| (4) 質問書に対する回答期限 | 令和4年3月9日（水）                               |
| (5) 応募申込書受付期間   | 令和4年2月22日（火）～令和4年3月11日（金）                 |
| (6) 出店事業者決定予定日  | 令和4年3月17日（木）                              |

## 10 応募に必要な資格要件

次の全ての要件を満たす法人または個人に限り応募することができます。

- (1) 使用許可の趣旨を理解し、意欲のある者であること。
- (2) 良質な飲食物および優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の申立てをしている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加申込時点から過去1年間において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けていないこと。

- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業およびこれらに類する業を営む者でないこと。
- (6) 成年被後見人、被保佐人または破産者でないこと。
- (7) 食堂の出店にあたり、行政財産使用許可手続を行い、「公有財産使用許可に係る一般条件書」の規定を遵守できること。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (9) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当することとなったときから2年を経過しない者でないこと。
- (10) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号までおよび第6号の規定に該当しない者であり、かつ、次のいずれにも該当しない者であること（会社の役員など実質的に営業に関与している者についても、次のいずれにも該当しないこと。）
  - ア 暴力団員等（滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
  - イ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的を持って、暴力団（滋賀県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員等を利用している者
  - ウ 暴力団または暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - エ 暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - オ 上記アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (12) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体およびその構成員でないこと。

## 11 現地確認

公募に参加される方は下記期間に現地を確認してください。

- (1) 期 間 令和4年2月24日（木）から令和4年3月3日（木）まで
- (2) 申込方法  
現地確認日時は、施設管理者と調整願います。なお、決定した内容により現地確認申込書（様式第1号）をメールまたはFAXにより提出してください。
- (3) 連絡および提出先  
滋賀県希望が丘文化公園青年の城（総務課）
  - ・ 電話番号 077-586-2111
  - ・ メール info@kiboupark-shiga.or.jp
  - ・ FAX 077-586-1799

## 12 質問書および回答

質問がある場合は、質問書（様式第2号）を提出してください。

### (1) 提出方法

電子メールまたはFAXのいずれかにより提出してください。提出後は電話にてその旨を連絡してください。なお、口頭での質問は受け付けられません。

### (2) 提出先

滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課

- ・メール [sc00@pref.shiga.lg.jp](mailto:sc00@pref.shiga.lg.jp)
- ・FAX 077-528-4833
- ・電話 077-528-3341

### (3) 受付期間

令和4年2月22日（火）午後4時から令和4年3月4日（金）午後5時まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）

### (4) 質問への回答期限

令和4年3月9日（水）

内容によっては回答が後日になる場合や回答できない場合があります。

### (5) 回答方法

メールまたはFAXにより、質問者および現地確認をされた方全員に送付するとともに県のホームページにおいて公表します。

## 13 応募申込書等の提出について

応募にあたっては、次表のとおり書類を県に提出いただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

	提出書類	様式等	部数
①	応募申込書	様式第3号	1
②	誓約書	様式第4号	1
③	納付金提案書	様式第5号	1
④	企画提案書	様式第6号	3
⑤	販売品目一覧表（自販機ごとに作成）	様式第7号	1
⑥	申込者の事業概要	様式第8号	1
⑦	設置する自販機のカatalog（寸法、消費電力等が確認できるもの）		1
⑧	定款、寄付行為、規約またはこれらに類する書類（申込者が法人の場合）		1
⑨	商業登記簿謄本（申込者が法人の場合）		1
⑩	住民票および身分証明書（申込者が個人の場合）		1
⑪	過去3年分の貸借対照表、損益計算書または確定申告書の写し		1
⑫	食堂出店に必要な資格証の写し		1

⑬	10(10)に係る許認可書等の写し		1
⑭	印鑑登録証明書		1
⑮	16の(1)の評価項目にある「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合は、それを証するものの写し。		1
⑯	16の(1)の評価項目にある次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合は、それを証するものの写し。		1
⑰	16の(1)の評価項目にある高年齢者雇用確保措置を講じている場合は、締結した労使協定または労働基準監督署へ届出をしている就業規則の該当箇所の写し。		1
⑲	16の(1)の評価項目にある障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率が達成されている場合は、公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」の写し。障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって、障害者を雇用している場合は、障害者を雇用している旨の申立書、「滋賀県障害者雇用促進事業者」として登録している場合は、それを証するものの写し。		1
⑲	16の(1)の評価項目にある滋賀県女性活躍推進企業の認証を受けている場合は、滋賀県女性活躍推進企業認証書の写し。		1
⑳	その他申込者のPRとなるもの		1

(注) 証明書および謄本は、提出日前3か月以内に発行されたものを提出してください。

#### 14 応募申込書等の提出方法等について

(1) 提出方法 持参または郵送により提出してください。

(2) 提出先 滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

受付期間 令和4年2月22日(火)から令和4年3月11日(金)正午までとします。(土曜日、日曜日、国民の祝日を除く。)

(注1) 郵便の場合、簡易書留郵便等により令和4年3月11日(金)の正午までに必着のこと。滋賀県は郵便事情による未着、遅延の責は負いません。また、申込みに係る費用は申込者の負担とします。

(注2) メールおよびFAXでの提出は認めません。

(3) ヒアリング等の実施について

応募申込書の提出後、審査にあたって、申込者に提出書類の内容等についての説明や追加書類を求めることがあります。

(4) 応募申込書およびその添付書類について、追加、変更および再提出は認めません。

また、提出されたすべての書類、電子媒体は返却しません。

(5) 費用の負担

提出書類の作成、提出に要する費用等、応募に要する一切の経費は申込者の負担とします。

15 無効

次のいずれかに該当する場合は、無効となります。

- (1) 応募申込書等の提出書類の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったもの。
- (2) 応募申込書等の提出書類の記載に不備、不明瞭な点があるものおよび提出書類に不足があるもの。
- (3) 応募申込書等の提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 応募申込書等の提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 10に定める必要な資格要件を有しない者がしたもの。
- (6) 談合その他不正の行為があったと認められるもの。
- (7) 納付金提案書の記載金額が訂正されているもの。

16 出店事業者の選定および使用許可

(1) 出店事業者の決定方法

選定審査会を設置し、最低納付金額以上の納付額を提示した者のうちから下記に定める評価項目について評価を行い、出店事業者を決定します。

決定は、令和4年3月17日（木）の予定です。

・評価項目

評価内容		評価項目
企画提案内容	出店コンセプト	①食堂の出店コンセプト
		②営業日・営業時間
		③メニューの種類と価格
		④地元食材等の活用方法
		⑤味付けに対する考え方
		⑥注文・支払方法
		⑦その他の提案
	業務の実施体制	①現場責任者（予定者）の経歴、保有する資格および業務経歴
		②従業員の配置計画
		③従業員研修
		④衛生管理の考え方
		⑤利用者の意見等の反映方法
		⑥収支見込
	事業概要等	出店実績
経営実績		財務状況その他経営状況
納付金提案	提案納付金額	
その他	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。	
	次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	
	高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則	

	の労働基準監督署への届出をしているか。
	障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている、または障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。
	滋賀県女性活躍推進企業の認証を受けているか。

(2) 審査結果の通知

審査結果は申込者全員に通知します。審査経過・結果について、電話等での問合せには応じません。

(3) 使用許可の手続

滋賀県と出店決定事業者との間で、使用許可の手続を行いますので、令和4年3月25日(金)までに滋賀県公有財産事務規則第27条の規定に基づく行政財産使用許可申請書を滋賀県知事あて提出してください。

なお、使用許可の手続に要する一切の費用については、出店決定事業者の負担とします。

(4) 行政財産使用料の納付

滋賀県が発行する納入通知書により、指定する期限までに行政財産使用料を納付してください。

17 出店事業者決定の取消し

次の場合には、出店事業者の決定を取り消します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 正当な理由なくして、滋賀県の指定する期日に行政財産使用許可の手続を行わなかったとき。
- (3) 出店事業者が応募者としての資格を失ったとき。
- (4) 出店事業者の決定から使用許可の手続までの間に、出店事業者について資金事情の変化等により食堂の管理・運営の履行が確実でないと滋賀県が判断したとき。
- (5) 著しく社会的信用を損なう等により、出店事業者としてふさわしくないと滋賀県が判断したとき。
- (6) 上記による決定取消し、辞退等があった場合には、次点者を繰り上げることとします。

18 出店事業者の公表

出店事業者を決定したときは、滋賀県ホームページに出店事業者名を掲載します。

19 契約の締結および契約保証金

出店事業者に決定された者は、滋賀県と「自動販売機の設置等に関する契約書」（別添1）により契約を締結しますので、その内容を御確認ください。なお、本契約に伴う契約保証金は免除するものとします。

20 使用許可物件の使用にあたっての遵守事項

- (1) 出店事業者は、「滋賀県希望が丘文化公園スポーツ会館食堂出店および自動販売機設

置事業者募集要項」、「滋賀県希望が丘文化公園スポーツ会館食堂出店および自動販売機設置事業者募集に係る仕様・条件書」、滋賀県公有財産事務規則、行政財産使用許可書、「公有財産使用許可に係る一般条件書」等の規定を遵守してください。

- (2) 許可用途以外に使用しないでください。
- (3) 使用を認められた場所以外を使用しないでください。
- (4) 県の書面による承認なく財産の原状を変更しないでください。
- (5) 出店事業者は、本物件を善良なる管理者の注意を持って維持管理し、その責めに帰すべき事由によって、本物件を滅失または損傷したときは、出店事業者の負担により原状に回復し、またはその賠償の責めに任じなければならないものとします。
- (6) 本物件の使用に伴う第三者との紛争その他の諸問題は、一切、出店事業者の負担と責任において解決するものとします。

## 21 行政財産使用許可の変更または取消し

次のうちのいずれかに該当するときは、使用許可の取消し、または変更する場合があります。

- (1) 使用許可物件を公用または公共用に供するため、滋賀県が使用するとき。
- (2) 許可条件に違反したとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう等により、出店事業者としてふさわしくないと滋賀県が判断したとき。
- (4) 応募者としての資格を満たしていないことが判明したとき。
- (5) 事業が終了したとき。

## 22 原状回復

出店事業者は、使用許可期間が満了または許可が取り消された場合は、速やかに自己の責任において原状に回復して、滋賀県に返還してください。ただし、県が原状回復の必要がないと認めた場合は、この限りではありません。

## 23 その他

- (1) この公募により選定された設置事業者が、県との間で締結する「自動販売機の設置等に関する契約書」の契約期間内に契約の解除を申し出たことにより、当該契約が終了することとなった場合は、当該解除を申し出た設置事業者を、1(1)の施設への自販機の設置の公募に参加させない場合があります(ただし、当該契約解除後に行う直近の1回に限る。)
- (2) 現在、希望が丘文化公園全体の活性化事業を検討しており、今後、数年後に使用許可の手続によるレストランの運営を取りやめる可能性もあります。その際は事前に出店事業者へ連絡させていただきます。
- (3) 本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令および滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則56号)の定めるところによります。